

障 発 0427 第 2 号
平成 30 年 4 月 27 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」
の一部改正について

身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号「身体障害者障害程度等級表」については、「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（平成15年1月10日障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「身体障害認定基準」により取り扱っているところであるが、今般、身体障害認定基準の一部を別添のとおり改正し、平成30年7月1日から適用することとしたので、留意の上、その取扱いに遺漏なきようお願いしたい。

なお、改正内容につき、平成30年6月30日までに身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診断書及び同条第3項に規定する意見書が作成された場合については、従前の取扱いのとおりとする。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。

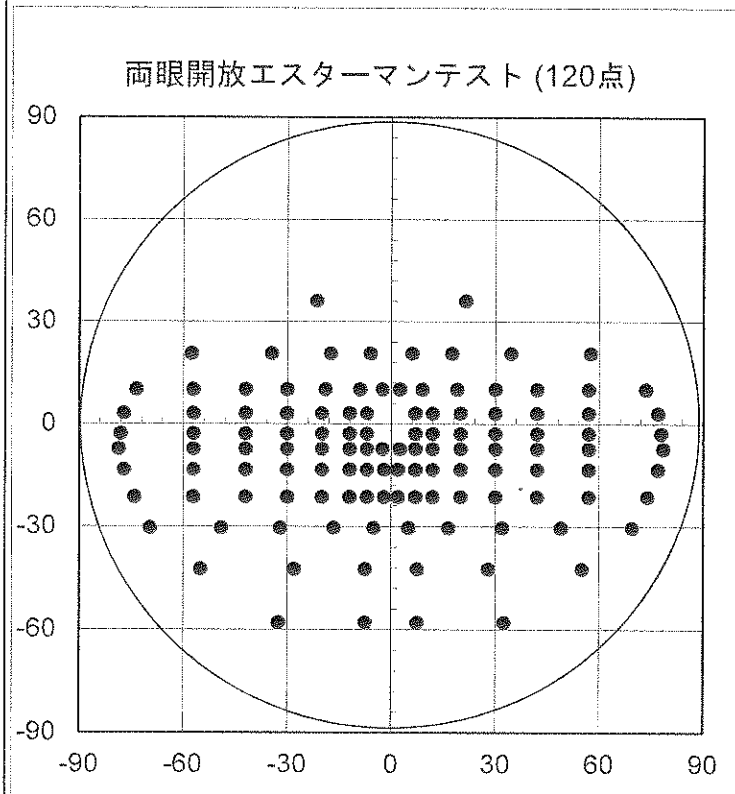
身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）についての改正案（視覚障害抜粋）

○身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について（平成 15 年 1 月 10 日障発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（抄）

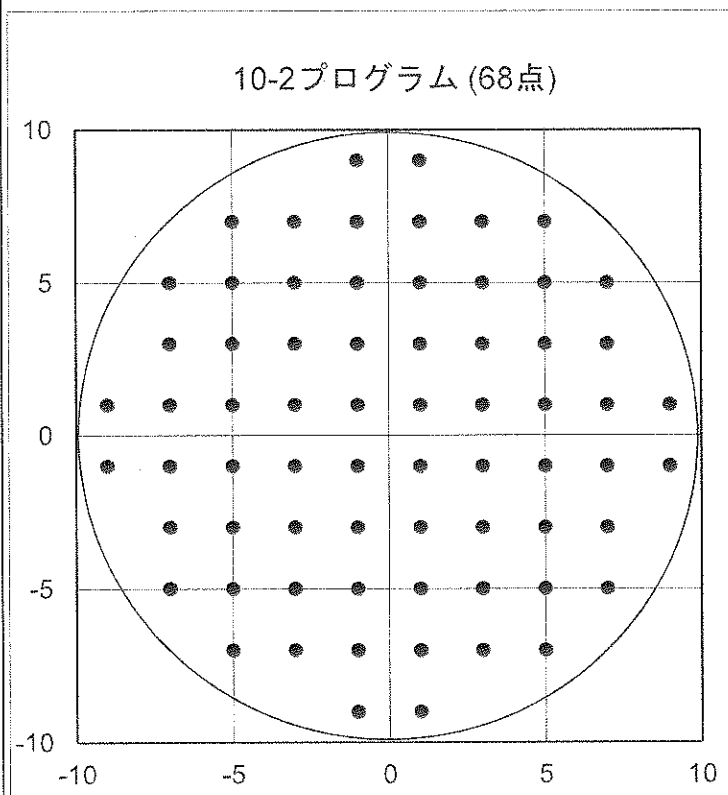
（変更点は下線部）

改正案	旧
別紙 身体障害認定基準 第 1 （略） 第 2 個別事項 一 視覚障害 1 総括的解説 (1) <u>屈折異常がある者については、最も適正なレンズを選び、矯正視力によって判定する。</u> (2) 視力表は万国式を基準とした視力表を用いるものとする。 (3) 視野は<u>ゴールドマン型視野計、あるいは自動視野計を用いて測定する。</u> <u>ゴールドマン型視野計を用いる場合は、「周辺視野角度（I／4 視標による）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの」、「両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの」を I／4 の視標を用い判定する。「両眼中心視野角度（I／2 視標による）」は I／2 の視標を用いて中心視野角度を測定した値により判定する。</u> <u>自動視野計を用いる場合は、両眼開放視認点数の算定には、両眼開放エスターマンテスト（図 1）で 120 点を測定する。中心視野視認点数の算定には、10-2 プログラム（図 2）で中心 10 度内を 2 度間隔で 68 点測定する。</u>	別紙 身体障害認定基準 第 1 （略） 第 2 個別事項 一 視覚障害 1 総括的解説 (1) <u>視力の屈折異常がある者については、眼科的に最も適当な矯正眼鏡を選び、矯正後の視力によって判定する。</u> (2) 視力表は万国式を基準とした視力表を用いるものとする。 (3) 視野は<u>ゴールドマン視野計及び自動視野計又はこれらに準ずるものを用いて測定する。ゴールドマン視野計を用いる場合、中心視野の測定には I／2 の視標を用い、周辺視野の測定には I／4 の視標を用いる。それ以外の測定方法による</u> <u>ときは、これに相当する視標を用いることとする。</u>

(図 1)



(図 2)



2 各項解説

(1) 視力障害

ア 視力は万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力を用いる。

両眼の視力を別々に測定し、視力の良い方の眼の視力と他方の眼の視力とで等級表から等級を求める。等級の換算表(表

2 各項解説

(1) 視力障害

ア 等級表中「両眼の視力の和」とは両眼視によって累加された視力の意味ではなく、両眼の視力を別々に測った数値の和のことである。

これを図解すれば次の表のとおりである。

1) の横軸には視力の良い方の眼の視力、縦軸には他方の眼の視力が示してある。

イ 両眼を同時に使用できない複視の場合は、非優位眼の視力を0として取り扱う。例えば、両眼とも視力が0.6で眼筋麻痺により複視が起こっていて、日常生活で片眼を遮閉しなければならないような場合には、一眼の視力を0とみなし6級となる。なお、顕性の眼位ずれがあっても、両眼複視を自覚しない場合には、これには該当しない。

すなわち横軸及び縦軸に両眼の視力をとれば上段は視力の和、下段は等級を示す。

例えば一眼の視力0.04、他眼の視力0.08ならばその和は0.12となり4級となる。

イ 視力0.01にみえないものの内、明暗弁のものは視力0として計算し、指数を弁ずるもの(50cm以下)は0.01として計算する。例えば一眼明暗、他眼0.04のものは、視力の和は0.04となり2級となる。

ウ 両眼を同時に使用できない複視の場合は、非優位眼の視力を0として取り扱う。例えば両眼とも視力が0.6で眼筋麻痺により複視の起こっているものは一眼の視力を0とみなし6級となる。

(表1)

		他方の眼の視力													
他方の眼の視力	0.02以上		2	3	3	3	3	4	4	4					
	0.02		2	2	3	3	3	4	4	4	5	5	5	5	5
	指数弁・0.01	1	2	2	3	3	3	4	4	4	5	5	5	5	5
	0~手動弁	1	2	2	3	3	3	3	4	4	5	5	5	5	5
		0.01以下	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5

視力の良い方の眼の視力

*横軸が視力の良い方の眼の視力、縦軸が他方の眼の視力をとり、和が等級を示す。

*指数弁は0.01とする。

0.1													0.2						
													0.18	0.19					
0.09													5	5					
													0.16	0.17	0.18				
0.08													5	5	5				
													0.14	0.15	0.16	0.17			
0.07													5	5	5	5			
													0.12	0.13	0.14	0.15	0.16		
0.06													4	5	5	5	5		
													0.1	0.11	0.12	0.13	0.14	0.15	
0.05													4	4	4	5	5	5	
													0.08	0.09	0.1	0.11	0.12	0.13	
0.04													3	4	4	4	5	5	
													0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.11	
0.03													3	3	3	4	4	4	5
													0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	
0.02													2	3	3	3	4	4	4
													0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	
0.01													2	2	2	3	3	4	4
													0	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	
0	0	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.6	6	
	1	1	2	2	2	3	3	3	3	4	4	5	6	6	6	6	6	6	
	0	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	6	6	

(2) 視野障害

ア ゴールドマン型視野計を用いる場合は、「周辺視野角度（1／4 視標による）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの」、「両眼中心視野角度（1／2 視標による）」を以下によって判定する。

(ア) 1／4 の視標による 8 方向の周辺視野角度（上・内上・内・内下・下・外下・外・外上 8 方向の角度）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下であるかどうかを判定する。8 方向の周辺視野角度は 1／4 視標が視認できない部分を除いて算出する。

1／4 の視標で、周辺にも視野が存在するが中心部の視野と連続しない場合は、中心部の視野のみで判定する。

1／4 の視標で、中心 10 度以内に視野が存在しない場合は、周辺視野角度の総和が 80 度以下として取り扱う。

(イ) 1／2 の視標による 8 方向の中心視野角度の総和を左右眼それぞれ求める。8 方向の中心視野角度は 1／2 視標が視認できない部分を除いて算出する。さらに、次式により、両眼中心視野角度を計算する（小数点以下は四捨五入し、整数で表す）。

両眼中心視野角度＝ $(3 \times \text{中心視野角度の総和が大きい方の眼の中心視野角度の総和} + \text{中心視野角度の総和が小さい方の眼の中心視野角度の総和}) / 4$

なお、1／2 の視標で中心 10 度以内に視野が存在しない場合は、中心視野角度の総和は 0 度として取り扱う。

イ 自動視野計を用いる場合は、両眼開放視認点数及び両眼中心視野視認点数を以下の方法で判定する。

(ア) 視標サイズⅢによる両眼開放エスターマンテストで両眼開放視認点数が 70 点以下かどうかを判定する。

(イ) 視標サイズⅢによる 10-2 プログラムで測定を行い、左

(2) 視野障害

ア 「両眼の視野が 10 度以内」とは、求心性視野狭窄の意味であり、輪状暗点があるものについて中心の残存視野がそれぞれ 10 度以内のものを含む。

イ 視野の正常域の測定値は、内・上・下内・内上 60 度、下 70 度、上外 75 度、外下 80 度、外 95 度であり、合計 560 度になる。

ウ 両眼の視能率による損失率は、各眼毎に 8 方向の視野の角度を測定し、その合算した数値を 560 で割ることで各眼の損失率を求める。さらに、次式により、両眼の損失率を計算する。損失率は百分率で表す（各計算における百分率の小数点以下は四捨五入とし、整数で表す。）。

$$(3 \times \text{損失率の低い方の眼の損失率} + \text{損失率の高い方の眼の損失率})$$

4

エ 「両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの」とは、両眼で一点を注視しつつ測定した視野の生理的限界の面積が 2 分の 1 以上欠損している場合の意味である。したがって両眼の高度の不規則性視野狭窄又は半盲性視野欠損等は該当するが、交叉性半盲症等では、該当しない場合もある。

この場合の視野の測定方法は、片眼ずつ測定し、それぞれの視野表を重ね合わせることで視野の面積を測定する。その際、面積は厳格に測定しなくてもよいが、診断書には視野表を添付する必要がある。

右眼それぞれ感度が 26dB 以上の検査点数を数え中心視野視認点数を求める。dB の計算は、背景輝度 31.5asb で、視標輝度 10,000asb を 0 dB としたスケールで算定する。さらに、次式により、両眼中心視野視認点数を計算する（小数点以下は四捨五入し、整数で表す）。

両眼中心視野視認点数 = $(3 \times \text{中心視野視認点数が多い方の眼の中心視野視認点数} + \text{中心視野視認点数が少ない方の眼の中心視野視認点数}) / 4$

ウ 「両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの」とは、両眼で一点を注視しつつ測定した視野が、生理的限界の面積の 2 分の 1 以上欠損している場合の意味である。

(ア) 視野の生理的限界は、左右眼それぞれに上・内上・内・内下 60 度、下 70 度、外下 80 度、外 95 度、外上 75 度である。

(イ) ゴールドマン型視野計を用いる場合は、左右眼それぞれに測定した $1/4$ の視標による視野表を重ね合わせることで、両眼による視野の面積を得る。その際、面積は厳格に計算しなくてよい。

(ウ) 自動視野計を用いる場合は、両眼開放エスターマンテストで視認点数が 100 点以下である。

エ なお、ゴールドマン型視野計又は自動視野計を用いた場合の等級判定について、表 2 のとおり示したので参照されたい。

(表 2)

	ゴールドマン型視野計		自動視野計	
	1/4 視標	1/2 視標	両眼開放エスターマン テスト視標点数	10-2 プログラム 両眼中心視野視標点数
2 級	周辺視野角度 の総和が 左右眼それぞれ 80 度以下	両眼中心視野角度 58 度以下	70 点以下	20 点以下
3 級		両眼中心視野角度 56 度以下		40 点以下
4 級				
5 級	両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損		100 点以下	
		両眼中心視野角度 56 度以下		40 点以下

二～六 (略)

二～六 (略)